

## 令和 6 年度 盛岡広域観光 P R 動画制作業務 企画コンペ提案審査要領

この企画コンペ提案審査要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する令和 6 年度 盛岡広域観光 P R 動画制作業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために実施する企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの提案審査は、令和 6 年度 盛岡広域観光 P R 動画制作業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペに参加する者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記の「2 審査基準」に基づき審査を行うものとする。

## 2 審査基準

配点は 100 点満点とし、審査項目及び項目別の配点は次のとおりとする。

| 選定基準           | 審査項目           | 審 査 内 容                                                                                                                                                                                         | 配 点 |     |
|----------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 企画内容の<br>的 確 性 | 事 業 目 的        | 事業目的を理解し適格な提案となっているか。                                                                                                                                                                           | 10  | 30  |
|                | 計 画 性          | 事業のスケジュールは妥当か。                                                                                                                                                                                  | 10  |     |
|                | 事 業 成 果        | 十分な成果が期待できるか。                                                                                                                                                                                   | 10  |     |
| 業 務 企 画<br>内 容 | 事 業 内 容        | 事業の企画に係るコンセプトが明確で、工夫されたものになっているか。                                                                                                                                                               | 10  | 50  |
|                | 基 本 仕 様        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動画制作の仕様要件を充たしているか。</li> <li>・ 実現可能性が高く、具体的な方法・内容となっているか。</li> <li>・ 目的とターゲットに応じた効果的な内容で、訴求効果が期待できる内容となっているか。</li> <li>・ 周知宣伝の方法や活用する媒体は適切か。</li> </ul> | 25  |     |
|                | 独 自 の<br>提案・工夫 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書に具体的記載のない事項で、事業効果をさらに高めるための独自の提案・工夫があり、その内容が優れたものとなっているか。</li> <li>・ 実現可能性が高く、具体的な方法・内容となっているか。</li> </ul>                                          | 15  |     |
| 業 務 遂 行<br>能 力 | 業 務 遂 行<br>能 力 | 組織体制、業務実績等から判断して、十分な業務遂行能力があると認められるか。                                                                                                                                                           | 10  | 20  |
|                | 積 算 内 訳        | 見積書の積算単価、数量が妥当であり、企画提案内容との整合性が取れているか。                                                                                                                                                           | 10  |     |
| 合 計            |                |                                                                                                                                                                                                 |     | 100 |

## 3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 審査委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目毎に評価・評点を行い、委員毎に上位3社まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを審査委員会で合計した総得点により順位を付けて県に報告する。  
なお、総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議のうえ総合順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみの場合においても、審査委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を委託することの適否を評価するものとする。  
この場合の審査方法は、各委員の採点の合計点（300点）中、180点を最低基準点とし、最低基準点以上の点数を得られなかったときは、委託候補者に選定しないものとする。

#### 4 委託候補者の決定

県は、審査委員会の審査結果を参考に、委託候補者を決定する。

#### 5 審査結果の通知及び公表

県は、委託候補者を決定した後、速やかに参加者に審査結果を文書で通知するとともに、岩手県ホームページで公表する。